

# 避難行動要支援者支援制度のご案内

## 1. 避難行動要支援者支援制度について

大規模災害時には、行政自身が被災し機能が麻痺する可能性があり、その場合、行政が高齢者や障がい者を迅速に避難支援することが困難となります。

そこで、災害時に重要になるのは、地域の方々をはじめとした住民同士の助け合いです。

この制度は、高齢者や障がい者などの自力で避難することが困難な方々に事前に「避難行動要支援者名簿」に登録していただき、その名簿を避難支援関係者（区長、民生委員、社会福祉協議会、地域支援者等）に配布することにより、災害時の避難支援に備えていただくものです。

さらに、平常時および災害時における市と地域との連携による「共助」の仕組み作りを目指しております。

## 2. 対象者について

原則として、自宅で生活をしており、自力での避難が困難な方が対象となります。

そのため、施設入所や病院に長期入院している方は対象外となります。

また、この制度は、下記に該当する人を対象としていますが、申請を強制するものではありません。「自宅で生活をしており、自力での避難が困難な方」で申請を希望される方は申請書を提出してください。

（通知送付者の例）

- ①介護保険制度における要介護認定が3、4、5の方
- ②身体障害者手帳を有する者のうち、障がいの程度が1級および2級の方
- ③療育手帳を有する者のうち、障がいの程度がA判定の方
- ④精神障害者保健福祉手帳を有する者のうち、障がいの程度が1級の方
- ⑤障害者手帳を有する者のうち、障害支援区分5、6の方
- ⑥上記と同程度の者のうち、市長が避難行動要支援者と認める方



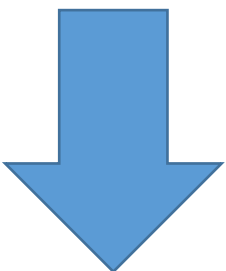
## 3. 申請にあたって

申請書には出来る限り多くの情報を記入してください。

なお、大規模災害時には避難支援者も被災する可能性があることから、この制度は災害時の避難支援等を確認するものではないことをご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※裏面も大切なことが記載されています。

必ずお読みください！



## 4. 申請方法

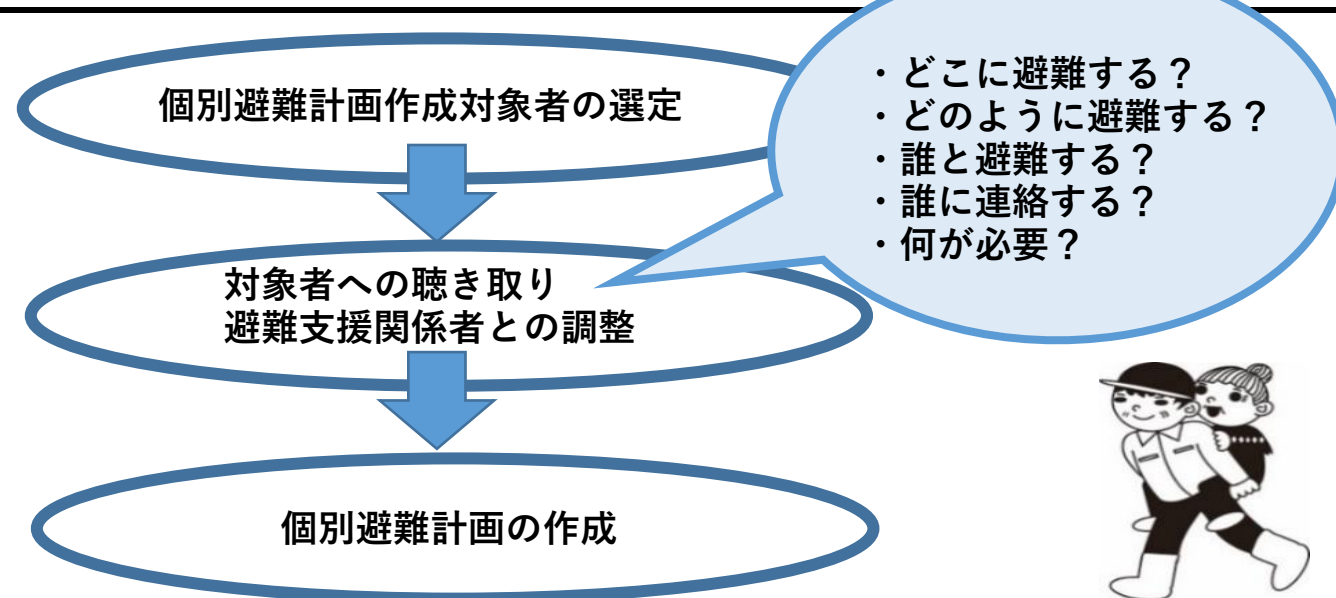
別添申請書（避難行動要支援者名簿登録申請書）に必要事項を記入し、社会支援課に提出してください。

## 5. 避難行動要支援者名簿の活用について

申請者の情報を名簿化し、避難支援関係者（区長、民生委員、社会福祉協議会、地域支援者等）に提供することにより、平常時の地域における見守り等に活用されます。

また、現在太田市では、避難行動要支援者名簿に記載されている方々の個別避難計画の作成を行っており、申請者と避難支援関係者の方々にご協力いただきながら順次進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

## 6. 個別避難計画作成のイメージ



★申請者の皆様には、平常時から地域の方々とコミュニケーションをとりながら、いざという時にどのような避難行動をとるべきかを考えておいていただくことが重要です。

### 【問合せ先】

太田市役所 福祉こども部 社会支援課 管理係

電話：0276-47-1827